

犬山市立図書館ボランティア連絡会設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、ボランティア相互の交流を深め、もって読書活動の推進を図ることを目的として設置する犬山市立図書館ボランティア連絡会（以下「連絡会」という。）の運営について必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 連絡会は、次に掲げる事項を協議する。

- (1) 読書活動の推進に関すること。
- (2) 図書館ボランティアの活動に関すること。
- (3) 図書館ボランティアの交流に関すること。
- (4) 図書館におけるボランティア行事の企画及び運営に関すること。

(会員)

第3条 連絡会の会員は、犬山市立図書館ボランティアとして登録している者及び犬山市立図書館ボランティア団体の構成員のうち連絡会の趣旨に賛同した者をもって構成する。

(会長及び副会長)

第4条 連絡会に会長及び副会長を置き、会員の互選により定める。

- 2 会長及び副会長の任期は、1年とする。
- 3 会長は、連絡会を総括し、連絡会の会議（以下「会議」という。）の議長となる。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 会議は、会長が招集する。ただし、会長及び副会長が在任しないときの会議は、館長が招集する。

- 2 連絡会は、会員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 会長は、必要に応じて、会員以外の者に会議への出席を求め、

その意見を聞くことができる。

(事務局)

第6条 連絡会の庶務は、教育部文化推進課において行う。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、連絡会の運営に関し必要な事項は、会長が連絡会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成27年10月9日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。